

2020年9月25日

経済産業大臣
梶山弘志 様

9月29日の意見交換に向けて

一般社団法人グリーンコープでんき
代表理事 熊野千恵美

前略、9月29日は場を持っていただくことになり、ありがとうございます。以下、当日に向けてお尋ねメモをお届けします。よろしくお取扱いをお願いします。

一. この場の意味について

前回7月15日訪問で、この間のご説明と意見交換の主旨である「賠償負担金と廃炉円滑化負担金」開始の動きについてお尋ねしましたが、まったく分からないとお答えいただきました。そうしたところ、翌々17日に全電力会社が一斉にその申請をされた旨、貴省と各社から発表されました。この場で説明と応答をいただくA様は電力・ガス事業部電力産業・市場室の室長補佐なのですが、貴省内でこのような情報を持ち得ない立場ということですか。その場合、この場の意味もそうした限界の範囲にあるという理解となりますか。

二. 7月17日発電事業者からの「額の申請」、7月22日貴省からの「承認」並びに送配電事業者への「通知」、7月28日送配電事業者からの「認可申請」、9月4日貴省からの「認可」、それぞれの内容と関係について

- ①. 賠償負担金と廃炉負担金の全体像を理解できるように、私たちに貴省と各社からの発表内容を添付表1に整理しました。これで間違いはないですか。
- ②. ところで、発電事業者から申請された廃炉円滑化負担金額は「1. 原子力特定資産簿価、2. 原子力廃止関連仮勘定、3. 発電施設解体の要引当額」の三項目合計となっています。各項目の内容を簡潔に説明ください。
- ③. また複数廃炉機を申請した事業者は合計額で出していますので、それぞれ三項目毎に廃炉機毎の額を、添付表2に入れられるように教えてください。
- ④. 2013年と2015年に廃炉会計ができて以降に廃炉を決めた各社がプレス発表した廃炉費用は、いずれも「3. 発電施設解体要引当額」にかかる総見積額と引当額の差でした。各社が廃炉措置を貴省に報告し承認を受けた際には、貴省は「1. 原子力特定資産簿価・2. 原子力廃止関連仮勘定」にかかる額も承知されていたのですか。承知されていた場合、それを貴省がプレス発表された資料等がありますか。
- ⑤. おそらく世の中のほとんど全ての人々は上④のような発表（「3. 発電施設解体要引当額」にかかる額の発表）にもとづく報道をみて、廃炉費用はこれ位の額かと思わされてきました。私たちもそうでした。ところが廃炉円滑化負担金としてフタを開けたとたん、膨大な「1. 原子力特定資産簿価・2. 原子力廃止関連仮勘定」

にかかる額が申請、承認されています。これは廃炉費用に関わる国民への情報発表としてまったく不適切かつ不明朗ではないですか。

- ⑥. 廃炉円滑化負担金（廃炉会計）は「安全基準強化等の理由から想定より早く廃炉する原発に適用する」と説明されました。対象原発機は添付表3と思われませんが、元々その「想定」期間というのは一説には「40年」と言われていますが、今回承認された各機毎に、何年だったのか、あるいは何時までとされていたのかを教えてください。また、その「想定」とする根拠は何だったのですか。
- ⑧. 廃炉円滑化負担金額を各社ごとに比較してみると、添付表2と3で運転期間・出力・総工費等を勘案して、一見して「多い」社と「少ない」社があるようです。これらの額の違いはどのように審査があつて承認されたのか、簡潔に教えてください。
- ⑨. なかでも「2. 原子力廃止関連仮勘定」は、中部電力が0円となっていました。関西電力、九州電力、中国電力3社の有価証券報告書で調べたところ、添付表4のようになっていました。一見して、会社によって「原子力廃止関連仮勘定」計上後の償却額（期中減少額）、すなわち自社の電気小売料金原価として償却につとめた額の違いが明らかかなようです。中国電力は1機分を毎年46億円程4年間行って0円にしたのだと思います。こうした差が、託送料金原価となる廃炉円滑化負担金額の差に反映されているという理解でよいですか。
- ⑩. また、それは大手電力と新電力の自由競争の観点からは、とても不公正に思えるのですが、そうではないですか。
- ⑪. 9月11日に貴省と関西電力から電気小売料金の値下のプレス発表がありました。申請書を調べてみると、値下要因は廃炉円滑化負担金相当の減額だとありました。これは、電気小売料金原価となっていた「原子力廃止関連仮勘定償却費」が無くなり、「原子力廃止関連仮勘定」の残額分が今般の廃炉円滑化負担金の施行によって託送料金原価（2. 廃止関連仮勘定）に移し変えられ、その結果、電気料金小売原価が減額し、値下となるという理解でよいですか。
- ⑫. これも、大手電力と新電力の自由競争の観点からは、とても不公正に思えるのですが、そうではないですか。
- ⑬. こうしたことは、関西電力以外に廃炉円滑化負担金の承認を受けている電力会社からもなされるものなのですか。
- ⑭. 送配電各社から申請、認可された託送供給約款中、「変更を必要とする理由」の後段部分に記載されている「特に、……コロナウイルス感染症の影響により、小売電気料金の支払いに困難な事情がある方の置かれた状況に配慮する観点から、小売電気料金の一部を構成する託送料金に関し、現行託送料金からの引上げ相当分（電気事業法施行規則第45条の21の5第1項にもとづき回収する廃炉円滑化負担金の変動額をもとにしたものに限る。）の適用期間の始期および終期を1年間延期する」（注：以上は九州電力のものより引用。）部分のうち、下線をひいた箇所の意味がわからないので説明ください。賠償負担金は全額を徴収する、廃炉円滑化負担金は現行より値上となる分の額をさしひいて徴収するといった理解でよいですか。
- ⑮. また、この「1年間延期」は7月22日貴省からの「通知」にて指導されたと聞いていますが、間違いはないですか。その通知書は何かで見たり入手できますか。

- ⑯. 賠償負担金が年間総額600億円だったとして、その場合、現在の一般負担金年間総額1,630億円に加えた2,230億円ほどが一般負担金総額として各社から原子力損害賠償・廃炉等支援機構に納められるのですか。
- ⑰. それとも、ひょっとして⑪で尋ねたようなことが賠償負担金をめぐっても生じる、つまり、現在大手電力の小売料金原価になっている一般負担金が無くなって、それが託送料金原価の賠償負担金に移し変えられ、それが、大手電力の電気小売料金原価の減額になるといったことがあるのですか。
- ⑱. 9月4日貴省が送配電各社に認可を行った決定書は何かで見たり入手できますか。また、大手電力はその電気の利用者に対して、送配電各社は接続供給相手の新電力事業者に対して、新しい約款認可を受けたという事実と結論だけをホームページ等で案内する以上の周知や広報をかんがえていないように見られますが、これは貴書が口をすっぱくして言われてきた「特別な、例外的なことから、国民にしっかり理解いただくように説明をしなければならない。」と乖離していると思われませんが、そうではありませんか。
- ⑲. 「一般送配電事業託送供給等約款料金算定規則」に関し、令和2年度版の電力小六法に掲載されている条文文言とインターネット上（e-gov）に掲載されている条文文言が異なっていますが（同規則4条の文言がズレています）、どちらの記載内容が正しいのですか。
- ⑳. 令和2年度版の電力小六法に掲載されている条文から改正がなされているものはありますか。
21. 2015年の原発コスト検証以降、今回の措置で、賠償負担金2.4兆円、廃炉円滑化負担金4,740億円—加えて今回古くて出力・総工費が比較的小さな15機が対象とした場合、残る比較的新しく出力・総工費が大きな20数機はこの倍以上ほどになるでないか—の新たな原発コストが発生しています。さらに文部科学省管轄のもんじゅや東海再処理施設の廃炉費用（もんじゅは発表が3,750億円ですが、作業の困難さから1兆円は必要でないかの説あり。東海再処理施設は9,870億円。）も生じてきます。これ以外に分かっているもので、容量市場や非化石市場が作られ、これによって原発事業者が有する原発出力に応じて小売事業者から原発事業者への負担金支払いが始まる—これは国民からすれば二重払いでないかの疑いもあります—等の原発コストが生じています。また、前回、再エネ財源を1F事故対処（中間貯蔵施設建設）費用に流用（借用）することは原発コスト試算に影響を及ぼさないと説明されましたが、費用が発生するわけですから、ひょっとしてもし戻ればコスト試算に影響は無いかもしれませんが、影響は無いことはないと思われまます。こうした状況の変化があるのですから、加えて、現実には稼働していないのですから稼働率も単価を出す分母も大きく低下しているのですから、原発コスト試算を見直さずにいるのは無責任だと思います。この作業に入るべきでないでしょうか。
22. 上に関わる一つとして、私たちに、原発に関する公的団体・組織にかかる費用を調べて算出する作業を添付表5のようにおこない始めています。後日でよいので、調べる対象についての過不足を言っていただければと思います。（教えてほしいの

は「調べる対象」の過不足だけで基本的に結構です。調べることやその適否は私たち自身で責任を持っていえるようにしないといけないと思っています)。

三. 賠償負担金と廃炉円滑化負担金を託送料金に上乗せするのを思い止まってほしいこと

2017年に「国民みなに負担させる」と決めて、その後3年間、その内実は明らかにならず、国民への説明もされず、いよいよ、ばたばたと始まるようになってフタを開けたとたんに、二. で尋ねたような疑問等がただちに生じてきます。これまで3年間申し続けてきたとおり、あらためて、この執行を思い止まり、2011年に立ち返って、事故賠償を始めとする対処や事故機であれ全国にあるすべての原発であれその廃炉といった、現在を生きる者たちが向き合わないといけない事柄をどうやって進めていくかについて再考をすべきではないでしょうか。その最初のこととして、不透明、不適切と思えるこの賠償負担金と廃炉円滑化負担金を経済産業省令によって託送料金に上乗せするという措置を再考し、思い止まっていくべきではないでしょうか。

草々